

平成27年労第80号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるといふにある。

2 経 過

請求人は、A県A市所在の会社Bにおいて製缶工として従事していたところ、平成〇年〇月〇日、同社工場の屋根から5～6m下の地面に転落し、負傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、同日、C病院に受診し「右舟状骨（手）骨折、右月状骨周囲脱臼、粉碎骨折（右手舟状骨）、右踵骨骨折、右脛骨遠位端骨折、胸腰椎圧迫骨折」（以下「本件傷病」という。）と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第10級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第10級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人及び請求代理人（以下「請求人ら」という）は、右手関節の疼痛について、障害等級第12級あるいは第9級に該当する旨主張している。当審査会においてCT画像を読影し、本件一件記録を精査したところ、請求人の右手関節の疼痛については、「通常の労務に服することはできるが、時には強度の疼痛のため、ある程度差し支えがあるもの」（障害等級第12級の12）に該当するものと判断する。しかし、右手関節の疼痛については、請求人に残存する右手関節の機能障害（障害等級第12級の6）に通常派生する関係にあることから、上位等級により認定することとなり、障害等級第12級の6をもって認定することとなる。

(2) また、請求人らは腰部の痛みについて、明らかに第9級には該当し、第7級に該当する可能性もある旨主張している。そこで、当審査会において、本件一件記録を改めて精査したが、決定書理由第2の2の(2)のアに説示のとおり、請求人には中枢神経系である脳又はせき髄の損傷は認められないことから、腰部の痛みについては、局部の神経系統の障害として評価することとなる。障害等級第7級ないし第9級となるカウザルギー等の特殊な性状の疼痛に該当するものとも認められない。したがって、当審査会としても、腰部の痛みについては、「通常の労務に服することはできるが、時には強度の疼痛のため、ある程度差し支えがあるもの」（障害等級第12級の12）に該当するものと判断する。請求人には圧迫骨折によるせき柱の変形（「せき柱に変形を残すもの」

(障害等級第11級の5))が認められるところ、当該変形に伴う受傷部位の疼痛については、いずれか上位の等級により認定することとなり、障害等級第11級の5をもって認定することとなる。

(3) 上記(1)、(2)の身体障害は、系列を異にすることから併合して障害等級を決定することとなり、その結果、当審査会としても、請求人に残存する障害は、障害等級併合第10級に該当するものと判断する。

なお、請求人らは、障害等級認定基準における自覚症状・労働能力の評価に係る年齢、知識、経験等の職業能力的諸条件を無視した判断要件に疑義を主張するが、障害等級認定基準に基づく障害の評価は、一般的な平均的労働能力を基礎として行われるものとされており、被災労働者の年齢、職種、利き腕、経験等の個々人の職業能力的諸条件については、障害の程度を決定する要素とはされておらず、請求人らの主張は、労災保険法の下においては、考慮されないものであることを付言する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第10級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。